

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年11月11日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：15件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	取水設備スクリーン塵芥捕集ピット脇足場用グレーチングの開閉部蝶番に腐食による破損が認められたため、当該蝶番を交換	対象外	
2	1号機	廃棄物処理系フィルタ用ろ過材プリコートタンクのレベル指示計に指示値不良が認められたため、当該指示計を点検・調整	D	
3	2号機	タービン建屋東側屋外の主復水器電解鉄イオン注入設備室の北側に設置されているページング装置に通話及び拡声不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
4	2号機	復水脱塩装置のイオン交換樹脂通薬再生用硫酸ポンプ（B）に動作不良が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	
5	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（B）のレベル記録計に指示値不良が認められたため、当該レベル記録計を点検・修理	D	
6	4号機	配管サポート点検において、タービン補機冷却系配管用サポート（QROO2）に許容値を超える間隙（1箇所）のあることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	配管サポート点検において、タービン補機冷却系配管用サポート（QROO3）に許容値を超える間隙（1箇所）のあることが認められたため、当該部を点検・修理	D	
8	4号機	復水前置ろ過装置の復水入口母管用ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	4号機	廃棄物処理系床ドレンサンプルポンプ（B）出口弁駆動部の制御用電磁弁よりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
10	4号機	供用期間中検査の制御棒駆動機構ハウジング漏えい確認において、フランジ接続部（18-39、18-11、46-27）に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	B	
11	5号機	原子炉圧力容器及び原子炉格納容器のヘッド部の移動用吊り具を燃料交換機移動用レール上のストッパに接触させ損傷させたため、当該ストッパを点検・修理及び対応検討	C	
12	5号機	タービン建屋ストームドレンサンプピットの点検に伴うサンプポンプ（B）の試運転において、ポンプ駆動用電動機側の振動値に管理値外れが認められたため、当該電動機及びその基礎据付部を点検・修理	D	
13	5号機	サービス建屋換気空調系空調機内の暖房用加熱器より水のリーク（手の指1本程度）が認められたため、当該加熱器を点検・修理	D	
14	6号機	所内ボイラ用清缶剤ポンプの出口圧力計に指示値不良が認められたため、当該圧力計を点検・調整	D	
15	集中環境施設	補助ボイラ（C）の起動操作中、燃焼バーナー用噴霧蒸気供給配管のストレーナに凝縮水のにじみが認められたため、当該ストレーナを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで